

2016 Winter No.2
.....

平成28年
新年号

森林保険だより



イメージキャラクター
マモルくん

INDEX

ご挨拶	2
森林保険業務講習会の取組	3
保険金をお支払いした災害の事例	4
「加入してよかった! 森林保険」林業家の事例／ Q&A	5
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7



北海道阿寒郡鶴居村

「加入してよかった!
森林保険」



国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター

木になる紙

「森林を元気にする間伐紙」木になる紙を使っています。

森林保険の効率的・効果的な運営に向けて



国立研究開発法人
森林総合研究所理事
(企画・総務・森林保険担当)
鈴木 信哉

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素から森林総合研究所が行う森林保険業務に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は4月1日に森林国営保険を国から当研究所が引き継ぎ、新組織として設立した森林保険センターを中心として森林組合系統とともに新たな保険制度の定着に取り組んで参りました。おかげさまで、林野庁のご指導、都道府県、関係諸機関のご理解、ご協力のもと、承継事務を円滑に進め、センター業務を軌道に乗せることができましたことに改めて感謝申し上げます。

本年は、研究所の第4期中長期計画が新たにスタートする年になります。森林保険業務につきましても、国営時代と同様に安定的に運営するとともに、これまでよりも効率的・効果的な運営を行い、森林所有者等へのサービスの向上を図るため、今後5年間の目指すべき方向を明らかにし、研究所に移管した成果が現れるようセンター職員が一丸となって取り組んでいく所存です。

昨年の台風被害をはじめ、近年はいつどこで大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況にあります。また、戦後造成した人工林の多くが利用期を迎え、これらの資源を循環させながら持続的な林業経営を行い、林業の成長産業化を目指す必要があります。

こうした状況から、林業経営を持続的・安定的に行う上で、万が一の自然災害に備えて森林保険に加入しておく必要性は益々高まっています。研究所では「加入してよかった！森林保険」を合い言葉に、自然災害による経済的損失が発生しても林業経営が安定的に継続できるよう、また、再造林が円滑に行われ資源の循環が円滑に進むよう、森林保険が広く利用されるための加入促進活動を推進して参ります。

本年も皆様からのご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

森林保険業務講習会の取組

森林保険センター保険審査課

森林保険センターでは、森林保険のサービス向上の一環として「保険金支払いの迅速化」を推進しています。このためには、専門知識に基づいた「公正かつ迅速な損害認定」が重要です。そのため、森林保険事務の委託先及び再委託先である森林組合系統の職員に対して、森林保険損害実地調査を担う有資格者の養成を目的とした「森林保険業務講習会」（以下「講習会」という。）を開催しています。

当センターの設立初年度である平成27年度は、全国9箇所を二泊三日（若しくは三泊四日）の日程で講習会を開催し、新たに190名の有資格者を認定・登録しました。国営保険の時代に養成された者を含めると約1,300名の有資格者となり、「公正かつ迅速な損害認定」を一層推進していくこととしています。

講習会のカリキュラムは、適正な損害実地調査が実施できる知識と技術を習得するための座学、フィールドでの実習及び演習と多岐にわたります。座学では、森林保険の基礎知識だけでなく、森林火災のメカニズムや気象災害（風害、干害、雪害等）を認定する際の留意点及び保険金額算出の考え方

や計算方法など、専門的な内容を学びます。また、森林内で行うフィールド実習では、損害区域内に設定する標準地の測量や被害木の確認方法を習得します。さらに、壮齡林の被害木について損害の程度による適正な立木区分を判定し、保険金額を算出するまでの実践的な演習も行うなど、損害実地調査に必要な基本的なスキルを総合的に教育する講習会となっています。

受講生には講習会への要望等をアンケートとして提出していただいております。より現場で役に立つ内容にすべく、そうした要望等を今後の講習会に活かしていく予定です。

また、最近は森林の測量にGPS機器を用いる森林組合が増えたほか、ドローンの活用による効率的な調査の可能性も期待されます。今後も新技術への対応を視野に入れ、必要な技術を習得できるよう、計画的に本講習会を開催し、損害調査を担う有資格者の増員を図り、適確な損害査定と迅速な保険金支払いによる森林保険のサービス向上に役立てたいと考えています。

森林保険制度の利用拡大を目指して



林野庁森林整備部長
本郷 浩二

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、平素から森林・林業施策に対し、特段のご理解とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本年は森林保険業務が国から国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センターへ移管して2年目を迎えます。これまで以上に多くの森林所有者の皆様から「加入してよかった！森林保険」と言われるよう、保険への加入促進や、各種手続きの効率化等による保険の利便性の向上、保険の充実に向けた研究分野との連携などに取り組むことが期待されています。

特に、昨年の台風15号及び18号などに伴い発生した豪雨災害への対応のように、被災者の立場に立って、関係機関と連携した被災状況の把握や、早期査定などによる保険金の迅速な支払い等、被保険者である森林所有者の皆様へのサービスの向上が求められています。

近年、経験したことのないような豪雨等の極端気象が増加傾向にある状況下では、自然災害による森林被害への対策として、森林保険による補てんは今後ますます重要性を増していくものと予想されます。本誌の創刊号でも、様々な森林被害とそれに対する保険金の支払い事例が紹介されていましたが、万が一このような森林被害を受けた場合に、一人でも多くの森林所有者の皆様が被害に対する補てんを受けられ、被災地での再造林が促進され森林経営が継続されるよう、森林保険制度をご理解の上、保険に加入して頂くことが重要です。

林野庁においても、このような観点から、森林保険センター、都道府県及び森林組合系統と連携し、森林保険制度の企画立案、制度の普及や加入促進に向けた支援等に引き続き取り組んでいく所存でございます。

本年も皆様からのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



大分県会場における講義



鹿児島県会場における現地実習



石川県会場における修了証書授与



北海道会場における現地実習

災害事例

1

■気温降下による凍害

平成25年1月、阿蘇地域での低温により発生した災害。
冬型の気圧配置に伴い、阿蘇地域において例年になく気温が降下（ -7.8°C ）し、枯死被害が発生したもの。

【事例】 熊本県 個人所有林

樹種・損害時林齢： スギ・3年生
実損面積／契約面積： 5.93ha/9.21ha
支払保険金： 7,056,700円

(参考)ha当たりの保険料／年： 4,942円（10年契約）
付保率： 100%



災害事例

2

■火災

平成26年4月、盛岡市で発生した山火事による災害。
焼失面積は78haであり、盛岡市では、地域に避難勧告を発表するなど、広範囲にわたり焼失被害が発生したものの。

【事例】 岩手県 市町村有林

樹種・損害時林齢： その他針葉樹・48年生
実損面積／契約面積： 1.41ha/2.26ha
支払保険金： 1,918,164円

(参考)ha当たりの保険料／年： 5,169円（1年契約）
付保率： 76%



災害事例

3

■強風による風害

平成25年4月、急速に勢力を強めた低気圧により発生した災害。
北海道の東部において最大瞬間風速37.9m/sを観測するなど、非常に強い風が吹き、根返り、幹折れ等の被害が発生したものの。

【事例】 北海道 私有林

樹種・損害時林齢： その他針葉樹・58年生
実損面積／契約面積： 1.93ha/4.85ha
支払保険金： 3,474,000円

(参考)ha当たりの保険料／年： 4,500円（5年契約）
付保率： 100%



※写真は全てイメージです。

「加入してよかった！森林保険」～林業家の事例～



山崎靖代さんプロフィール

☆一般社団法人 日本林業
経営者協会監事
☆東京都森林組合理事
など

今回は、東京都多摩地区で女性林業経営者としてご活躍中の山崎靖代さんをお訪ねし、森林保険の活用事例などについてお話を伺いました。

(山：山崎靖代さん セ：森林保険センター)

(セ) 森林保険を活用された事例について教えてください。

(山) 新植した箇所については基本的に全て森林保険に加入していました。それで、数年前に 10 年生ぐらいのヒノキが雪害に遭った際に保険金支払いの対象になり、資金面でのやり繰りに悩まずに済みました。

(セ) 被害はすぐに発見されたのですか？

(山) はい。降雪が落ち着いた頃に森林・林道の点検で見回りに行った作業員が発見し、森林組合などと連絡をとったところ、後に東京都が調査(※)に入ってくれました。

(セ) 損害調査や保険金のお支払いはスムーズでしたか？

(山) とても素早く、迅速な対応でした。その保険金で植え直すこともでき、満足しています。

(セ) 森林保険へのメッセージをお願いします。

(山) このところ極端になってきているように感じる気象災害ですが、林業経営する森林が万が一被害を受け

てしまっても、森林保険に入っていれば、ある程度まとまった額を受け取れて森林を再生できるのは大きな魅力だと感じます。ただ、東京では特に、所有森林が被災していても遠くに住んでいるなどでそのことに気付かない方や、森林保険契約満期のお知らせを受け取って初めて森林保険に加入していることに気付くような方も多いのではないのでしょうか。

(セ) どうもありがとうございました。いただいたご意見を踏まえ、新たな森林保険制度が広く普及するよう、引き続きサービスの向上に取り組んで参ります。



昭和 34 年の伊勢湾台風で倒れたヒノキの切株(山崎様宅)

(※) 森林国営保険では都道府県が法定受託事務として調査していましたが、平成 27 年 4 月からは森林国営保険を引き継いだ森林保険センターが業務を委託している森林組合系統が調査を行っています。

森林保険に関するよくある質問についてお答えします。

Q

森林所有者でない者が保険契約をすることができますか。また、事故があった場合に保険金の受領を保険契約者(契約森林の森林所有者でない者)が受領できますか。

A

森林保険の保険契約は、契約森林の所有者でなくても契約することができます。一方、保険事故が発生した場合に保険金を受け取る被保険者は、保険の目的の所有者つまり契約森林の森林所有者に限られています(森林保険法第 4 条)。

これは、保険制度の目的が事故森林の復旧を趣旨としていることから、それを実施できる決定権を有する森林所有者(以下「被保険者」という。)に保険の利益が与えられるようにするためです。ただし、被保険者が保険金の受領を第三者に委任することはできません。その場合は、保険金請求書の保険金受領の委任欄、受任者欄に必要事項を記入し、押印する手続きが必要となります。

◆ 森林組合連合会・森林組合からのたより ◆

公有林の森林保険加入を推進する取組について **JForest** 鹿児島県森林組合連合会 総務指導課長（保険金融）竹山 卓徳

鹿児島県の森林面積は584千ha、民有林面積は432千haであり、このうち民有林人工林面積は216千haで50%の人工林率となっています。

本県は台風による森林被害への対策として、森林保険の普及に努めています。また、従来から公有林の加入促進に力を入れており、現在、本県の市町村公有林は32千ha、森林保険加入面積が17千haと54%が加入しています。今後とも市町村に率先して加入いただき模範を示すことで、私有林の保険加入にも繋げていきたいと考えております。

そのための活動として当連合会では、市町村担当者を集めた公有林森林保険会議を毎年開催し、森林保険の説明と次年度の加入に向けた森林所在地、樹種、面積の見直しや確定を行う機会を設けています。本年は新たな森林保険制度がスタートした最初の年であることから、森林保険センター所長にも参加いただき、11月に会議を開催しました。

お勧めは、幼齢林の付保率50%～100%の1年更新です。1年更新は、複数年割引はありませんが、市町村にとっては予算管理がしやすく、山林の状況を毎年把握できるメリットもあります。今では当会議が、森林保険制度への疑問、質問を受けることでお互いの信頼関係を築く貴重な会議となっています。

また、本県は、平成27年8月の台風15号で北

薩地方に甚大な被害を受けました。現在も被害報告（11月時点で約500件）を受けながら災害調査を実施しています。今後、罹災した林道等の復旧が進み被害報告が増えてくると予想されますが、森林組合系統として災害に向き合い森林所有者に丁寧な対応をすることが求められます。森林保険という損害保険の重要性を広く認識していただけるかは、損害後の対応にかかっています。過去の経験から迅速な損害調査と保険金支払いまでのフォローアップが大切と痛感しているからです。

全国的にも森林保険の加入率が低調で心配ですが、「こういう時こそ森林保険に加入していたので、山が復旧出来た。」と契約者に喜んで頂けるように取り組んで参りたいと思っております。



上川北部森林組合のご紹介

北海道北部に位置する上川北部森林組合は、森林組合員数1,076名、管轄の民有林面積は47,288ヘクタールです。そのうち人工林はカラマツ、トドマツ、アカエゾマツが中心であり、人工林率は約35%となっています。また、職員数は19名であり、地域的な特徴である雪害、風害への備えとして、森林保険の加入推進に積極的に取り組まれています。その成果として、道内の80森林組合の中で有数の成績を収めています。今回は、当組合の特徴的な取組を2つご紹介します。

一つ目は森林施業プランナーの活躍です。当組合では施業提案活動が活発であり、提案の際には伐採、再造林と保険加入を一体的なものとして取り扱われています。こうした取組を地道に行うことにより、安定した林業経営にとって保険加入が不可欠であることを森林所有者にわかりやすく説明し、保険制度への理解を深めて頂いています。

二つ目は継続契約への取組です。プランナーとともに保険担当職員の意識が高く、満期時の更新について保険料の見積もりをはじめとするお勧めの契

約内容を契約者にわかりやすく丁寧に説明することが定着していることから、継続契約が多くなっています。

これらの取組は、組合長のリーダーシップとともに、職員が業務システムを使いこなすなど組合全体での保険事務に対する努力のたまものであり、優良事例として全国の参考になると考えています。



森林の冠雪害

国立研究開発法人 森林総合研究所
気象害・防災林研究室 勝島 隆史

森林が受ける雪害には、積雪の沈み込みや斜面方向の移動による雪圧害と、枝葉への着雪による冠雪害があります。これらの雪害では、雪の重みによって根元の曲がりや根返り、幹や枝の折損などの致命的な被害が発生します。特に冠雪害においては広い範囲で甚大な被害が発生していることから、被害に対する十分な備えが必要になります。

冠雪害が発生しやすい気象条件としては、①降雪時の気温が -3°C 以上であること、②降雪の初期段階にミゾレなどの湿った雪が降り、その後に気温が 0°C 以下に低下することの2つの条件が分かっています。①の条件は、降ってきた雪の着雪のしやすさに関係しています。降ってきた雪が樹木の枝葉に衝突すると、降ってきた雪の一部は反発跳躍することで枝葉から落下し、また一部は落下せずに枝葉に残って着雪します。気温が -3°C 以上では反発跳躍が起きにくいので、着雪が発生しやすくなります。②の条件では、着雪した雪が落下しにくくなることに関係しています。気温 0°C 以上の降雪では、雪の一部が融けた状態で地上に到達するため、雪は水分を含みます。水分を含んだ湿った雪が枝葉に付着した後に気温が 0°C 以下に低下すると、雪に含まれる水分が凍結することで枝葉と着雪の付着力が強くなります。このときに降雪が長時間続くと、着雪した雪が落下せずに冠雪害に至るような大きな着雪へと成長します。これらの気象条件は、本州などの山里近くの標高の低い森林では冬の期間を通して、また、北海道や標高の高い森林では初冬や春先の時期

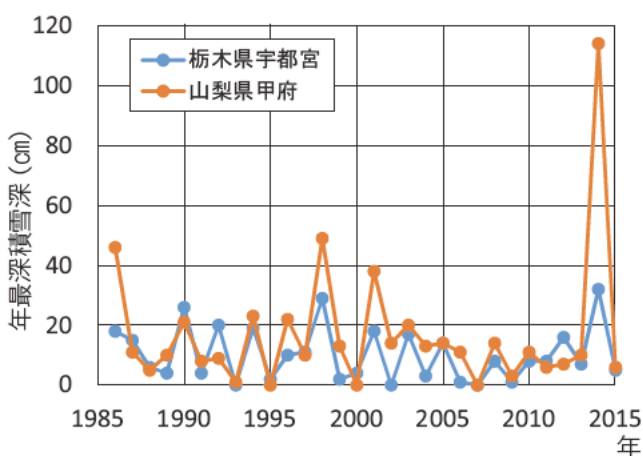
に発生しやすくなります。

冠雪害の発生には樹木の状態も関係します。着雪が発生すると、木の幹には着雪の重みによって曲げようとする力がかかります。この力は、着雪量が多いほど着雪の位置が高いほど大きくなり、この力が幹や根の耐力を上回ったときに幹折れや根返りなどが発生します。樹高と胸高直径との比率である形状比が大きな細長い樹木では、曲げようとする力が大きく幹の耐力が弱いので、幹折れ等の被害が発生しやすくなります。そのため冠雪害の発生リスクを低減させるには、適切な時期に適切な間伐などの森林管理を実施する必要があります。

近年の冠雪害としては、平成18年豪雪によって日本海側の広い地域において冠雪害が発生しました。また、平成26年2月には関東甲信越地方を中心とした記録的大雪により栃木県などで甚大な冠雪害が発生しました。太平洋側地域では雪害とは無縁のように思われていますが、過去の30年間の気象統計では記録的な大雪となった2014年の他に、1986年、98年、2001年においても大雪が発生しており、このような大雪が発生するたびに甚大な冠雪害が発生しています。そのため、普段雪の少ない太平洋側地域においても冠雪害への対策が必要です。一方で、この先の将来に、いつ、どこで、どの程度の大雪が発生するかを高い精度で予測することは難しい状況にあります。よって、冠雪害によって森林所有者が受ける損害金額を最小限に留めるには、間伐などの森林管理に加えて、森林保険をセーフティーネットとして活用することが非常に有効な手段となります。



着雪によるスギ林の冠雪害
(写真提供：富山県農林水産公社 嘉戸昭夫)



図：気象庁の観測による過去30年間の太平洋側地域（宇都宮および甲府）の年最深積雪深の推移。1986(昭和61)年、1998(平成10)年、2001年(平成13)年、2014(平成26)年に、太平洋側での大雪が発生し、これに伴い冠雪害が発生している。

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備え

森林保険へのご加入をご検討下さい。



お申込みの流れ

STEP 1 お申込みのご相談



まずは、最寄りの森林組合、又は都道府県の森林組合連合会まで、ご相談ください。

ご相談時にはお見積もりに必要となる以下の項目をお知らせください。

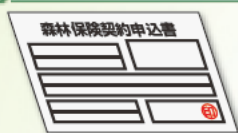
森林が所在する都道府県 樹種 林齢 面積

STEP 2 契約内容のご提案



ご相談内容に応じて、お見積もりをご案内させていただきます。

STEP 3 お申込み



お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。

お申込みにあたっては、必ず、**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

STEP 4 ご契約成立



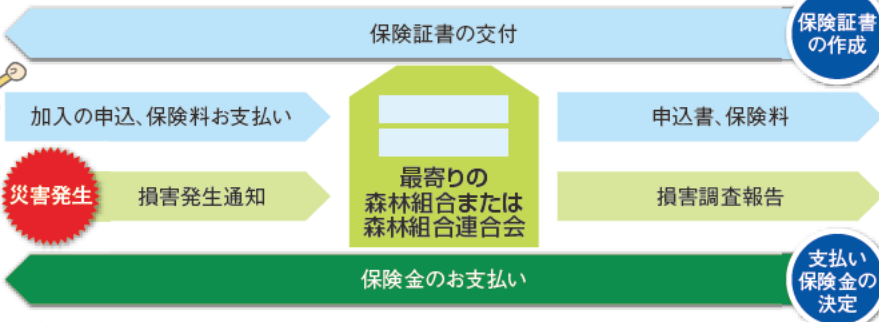
手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りいたします。

※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日からとなります。保険証書は大切に保管ください。

契約申込み及び保険金の受け取り手続き



保険契約者
(被保険者)



※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、森林保険は国の関与のもとで公的な保険制度として運用されています。

※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。



国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500 (代表)

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>